

一般団信・ワイド団信 被保険者のしおり

重要事項説明書

団体信用生命保険

団体信用生命保険リビング・ニーズ特約

団体信用生命保険重度がん債務返済特約

- この「被保険者のしおり」は、保険契約の申し込みに際して、被保険者が知っておく必要のある保険契約の内容（契約概要）のほか、特にご注意をいただきたい事項（注意喚起情報）および「個人情報の取り扱い」等の重要事項を記載しています。申し込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、申し込みください。
また、この「被保険者のしおり」は、「告知事項（お客さま控え）」と共に大切に保管してください。
- この団体信用生命保険は、債務者がローン返済期間中に支払事由に該当した場合に支払われる保険金を債務の弁済に充当するしくみの保険です。ご加入にあたっては、この保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかを必ずご確認ください。ご了承のうえ、申し込みください。
- ライフネット生命保険株式会社（以下、「当社」といいます）が保険契約のご加入をお断りした場合、またはご利用予定ローンが成立しなかった場合は、この団体信用生命保険の被保険者とはなりませんので、ご了承ください。

この団体信用生命保険は、当社のウェブサイトにて申し込み・告知手続きを行っていただきます。
また、この「被保険者のしおり」および「告知事項（お客さま控え）」を所定の電磁的方法により被保険者さまに交付いたします。なお、電磁的方法による交付とは、当社がウェブサイトの手続き画面上に用意した電子ファイル（PDFファイル等）を被保険者さまにてダウンロードし、保存していただくことを指します。

※ワイド団信とは、一般団信よりも引受基準を緩和し、健康上の理由（持病・既往症）などがかかえている方でも加入しやすいように設計した団体信用生命保険です（健康上の理由がある方すべてが加入できるものではありません。加入審査によっては加入いただけない場合があります）。



2025 年 1 月

引受保険会社：ライフネット生命保険株式会社

〒102-0084 東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル

LN_BB_GCD-44_202512

目 次

I. 契約概要	1
1. 保障プラン	1
2. 保険契約のしくみ	2
3. 保険金のお支払いについて	4
4. 別表	6
5. 引受保険会社および相談窓口	8
II. 注意喚起情報	9
1. 告知に関する重要事項	9
2. パアローン連生団信に関する重要事項	10
3. 保険金をお支払いできない場合	11
4. 保険金のご請求について	13
5. 申し込みの撤回等に関する事項	15
6. その他留意事項	16
III. 個人情報の取扱い	17

相談窓口

保障内容や告知を行うにあたってご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。
(ご請求方法についてのお問い合わせは金融機関等にご連絡をお願いします。)

ライフネット生命保険株式会社

ライフネット生命 コンタクトセンター [通話無料] **0120-587630**

※受付時間：平日 9 時～18 時（年末年始、土曜、日曜、祝日は除く）

※お客さまからのご質問やご要望などを正確に把握するため、お電話の際は通話内容を録音しておりますので、あらかじめご了承ください。

I. 契約概要

この「契約概要」は、団体信用生命保険の保険契約の内容について、特にご確認いただきたい事項を記載しています。申し込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、申し込みください。

また、保険金の支払事由が生じた場合、保険金の受取人である金融機関等（保険契約者）にご連絡をいただく必要がありますので、保障内容をご家族にもあらかじめご説明ください。

1. 保障プラン

(1) 保険の種類

① 主契約

団体信用生命保険

② 付加する特約

商品名称	省略名称
団体信用生命保険リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ特約
団体信用生命保険重度がん債務返済特約	重度がん債務返済特約

(2) 一般団信・ワイド団信の概要

保障内容の詳細については、P4～P7 をご確認ください。

死亡保険金・高度障害保険金

死亡したとき、所定の高度障害状態になったとき

リビング・ニーズ特約保険金

余命 6 ヶ月以内と当社に判断されたとき

重度がん保険金

所定の悪性新生物と診断確定され、標準的な治療をすべて受けたが効果がなかったなどと当社に判断されたとき

ローン残高を保障

(ローン残高が 0 円になります)

※ペアローン連生団信^(注)に加入した場合、被保険者 2 人のローン残高の合計額を保障します。

(注) ペアローン連生団信

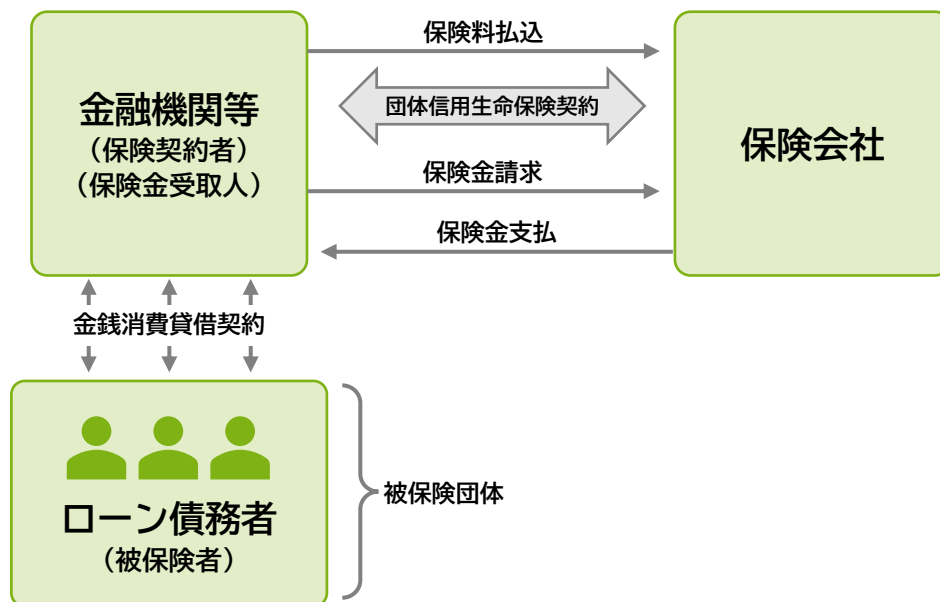
同一の融資対象物件に対して複数の債務（ペアローン）を負う 2 人を被保険者として、いずれか 1 人に保険金の支払事由が生じたときに被保険者 2 人のローン残高の合計額を保障する団体信用生命保険です。ペアローン債務者のいずれかまたは双方がワイド団信への加入となる場合には、いずれもペアローン連生団信に加入することはできません。

I. 契約概要

2. 保険契約のしくみ

この保険契約は、銀行などの金融機関等を保険契約者および保険金受取人とし、保険契約者である金融機関等から融資を受けるローン債務者を被保険者とする団体保険契約です。被保険者がローン返済期間中に所定の支払事由に該当した場合に支払われる保険金をローンの返済に充当します。

<契約関係イメージ図>



(1) 保険契約者・保険金受取人

銀行などの金融機関等

(2) 被保険者

保険契約者から融資を受けるローン債務者

【ペアローン連生団信の場合】

ペアローン（同一の融資対象物件に対して複数の債務を2人で負うローン）の債務者で、「ペアローン連生団信」に加入した方（ペアローン債務者の双方が他方の債務の連帯保証人になることを要します）

※ペアローン債務者である2人のそれぞれが所定の加入条件を満たし、かつ、当社が加入を承諾した場合に、その2人を「ペアローン連生団信」の被保険者とします。

※ペアローン債務者であっても「ペアローン連生団信」に加入していない場合は、「ペアローン連生団信」の被保険者とはなりません。

(3) 責任開始日

当社がご加入を承諾した場合、融資実行日（すでに融資を受けているローン債務者が加入申込を行う場合は、加入承諾日）を責任開始日とします。

※分割融資の場合は、各回の融資実行額に対する融資実行日をそれぞれの責任開始日とします。

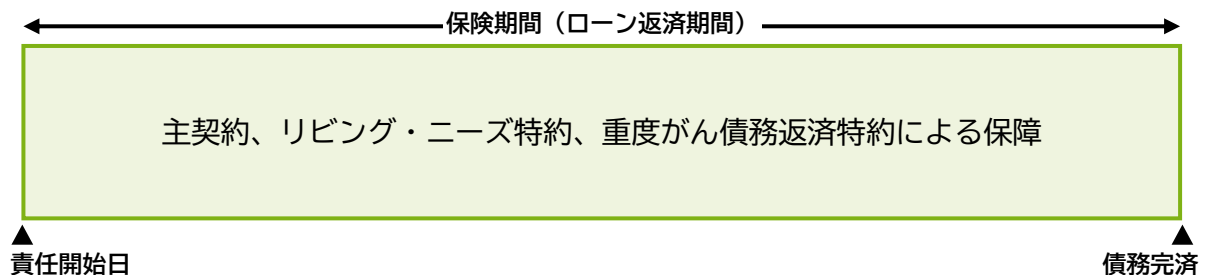
(4)保険期間

ローン返済期間と同一期間です。ただし、つぎのいずれかに該当した場合、この保険契約の保障は終了します。

- ①ローンが終了したとき（ローンの完済、ローンの無効・取消または解除、ローンの期限の利益を喪失したとき等）
- ②所定の年齢に達したとき
- ③保険金の支払事由に該当し、その保険金が支払われたとき

【ペアローン連生団信の場合】

- ①ローンが終了したとき（ローンの完済、ローンの無効・取消または解除、ローンの期限の利益を喪失したとき等）
※ローンが終了した被保険者の保障が終了し、ローンが終了していない被保険者の保障は継続します。
- ②所定の年齢に達したとき
※所定の年齢に達した被保険者の保障が終了し、所定の年齢に達していない被保険者の保障は継続します。
- ③いずれかの被保険者が保険金の支払事由に該当し、その保険金が支払われたとき



(5)保険料

保険契約者が負担します。

3. 保険金のお支払いについて

(1) 保険金のお支払いについて

被保険者がつぎのいずれかの支払事由に該当した場合、保険契約者に保険金（被保険者のローン残高相当額）をお支払いします。

【ペアローン連生団信の場合】

いずれかの被保険者がつぎのいずれかの支払事由に該当した場合、保険契約者に保険金（被保険者2人のローン残高合計相当額）をお支払いします。

保険金の種類	支払事由
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき
高度障害保険金	責任開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態(P6【別表1 高度障害保険金の支払いの対象となる高度障害状態】)になったとき
リビング・ニーズ特約保険金	保険期間中に医師の診断書などで余命6ヶ月以内と当社により判断されたとき
重度がん保険金	所定の悪性新生物(P7【別表2 重度がん保険金の支払いの対象となる悪性新生物】)に罹患していると医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定され(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります)、保険期間中につぎのいずれかに該当すると当社により判断されたとき(この判断は、医師の診断にもとづき、重度がん保険金の請求時におけるその被保険者の状態などについてなされるものとします) ①その所定の悪性新生物に対する治療《備考1》をすべて受けたが、効果《備考2》がなかった ②その被保険者の身体的状態では、その所定の悪性新生物に対するいかなる治療《備考1》も受けられず、今後も受けられる見込みがない ③その所定の悪性新生物に対して、効果《備考2》が期待できる治療《備考1》がない(悪性新生物の増殖速度が遅い等の理由により、治療《備考1》が行われない場合は該当しません)

※保険金をお支払いできない場合(免責事由)につきましては、P11【II. 注意喚起情報】の「3. 保険金をお支払いできない場合」をご参照ください。

《備考1》

「治療」とは、「公的医療保険制度」において保険給付の対象となるつぎの①または②の治療をいいます。ただし、治療を目的としない、痛みを和らげることなどを目的とする対症療法を除きます。

- ①科学的根拠等にもとづいて作成され、一般に開示されている日本における標準的な治療指針がある悪性新生物の場合、その標準的な治療指針にもとづく治療
 - ②①以外の悪性新生物の場合、医師が医学的に有効と認めた治療
- なお、「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- ア. 健康保険法
- イ. 国民健康保険法
- ウ. 国家公務員共済組合法
- エ. 地方公務員等共済連合法
- オ. 私立学校教職員共済法

力. 船員保険法

キ. 高齢者の医療の確保に関する法律

《備考 2》

「効果」とは、腫瘍縮小効果をいいます。ただし、腫瘍縮小効果以外の評価方法で治療効果の判定ができる場合には、他の評価方法による効果も含みます。

4. 別表

【別表 1 高度障害保険金の支払いの対象となる高度障害状態】

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

【備考】

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの 3 つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

身体部位の名称は、つぎの図のとおりとします。



I. 契約概要

【別表2 重度がん保険金の支払いの対象となる悪性新生物】

対象となる悪性新生物とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

＜表1 対象となる悪性新生物の定義＞

疾病名	疾病の定義
悪性新生物	厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのもの ／3…悪性、原発部位 ／6…悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9…悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

※診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

＜表2 対象となる悪性新生物の基本分類コード＞

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
	皮膚の悪性黒色腫	C43
	中皮および軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載されたまたは推定されたもの	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	・骨髄線維症	D47.4
	・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

※「悪性新生物」には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM 悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は、含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、重度がん保険金の支払い対象となる悪性新生物に該当しません。

5. 引受保険会社および相談窓口

●引受保険会社

ライフネット生命保険株式会社

〒102-0084 東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル

●相談窓口

保障内容や告知を行うにあたってご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

ライフネット生命保険株式会社

ライフネット生命 コンタクトセンター [通話無料] **0120-587630**

※受付時間：平日9時～18時（年末年始、土曜、日曜、祝日は除く）

※お客さまからのご質問やご要望などを正確に把握するため、お電話の際は通話内容を録音しておりますので、あらかじめご了承ください。

Ⅱ. 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、申し込みに際して、特にご注意をいただきたい事項を記載しています。「契約概要」とともに申し込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、申し込みください。

1. 告知に関する重要事項

つぎの事項は、告知を行う際に重要な事項です。告知を行う前に必ずご確認ください。

(1)告知義務

- ・保険会社が「告知画面」等でたずねることがらについて、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。
- ・現在および過去の健康状態について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせいただくことを告知と言います。告知は、保険会社が公平にご加入を引き受けるかどうかを決める重要な事項となりますので、被保険者には、保険会社が「告知画面」等でたずねる過去の傷病歴・現在の健康状態・身体の障害状態等について、事実をありのままに正確にもれなく告知をしていただく義務があります。
- ・保険会社の社員（相談窓口担当者等）・金融機関等の社員等がお客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

(2)告知受領権

- ・保険会社の社員（相談窓口担当者等）・金融機関等の社員等には告知を受ける権限がなく、口頭でお話しいただいても、告知をしたことにはなりません。告知をされる場合は、指定された「告知画面」等にて告知してください。

(3)正しく告知いただけない場合（告知義務違反）

- ・被保険者が故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、保障開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」として、その被保険者の部分について保険契約または特約を解除することがあり、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、保障開始日からその日を含めて2年経過後でも、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・保険金が支払われない場合、ローンが返済できないことがありますので、特にご注意ください。

(4)傷病歴等がある場合であっても引受可能なケースがあります

保険会社では、被保険者のお身体の状態すなわち保険金のお支払いが発生するリスクに応じた引受可否の判断を行っています。現在および過去の健康状態によっては、ご加入の申し込みをお断りすることもあります。傷病歴等がある方をすべてお断りするものではありませんので、ありのままの事実を正確にもれなく告知してください。

II. 注意喚起情報

(5) 借り換え融資の場合の注意事項

- ・ 借り換え前にご加入されていた団体信用生命保険契約から脱退となり、新たに団体信用生命保険契約にご加入いただくこととなりますので、借り換え日または保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方が新たな保障開始日となります。このため、保険会社は借り換え前にご加入されていた団体信用生命保険からの継続的な保障はいたしません。
- ・ 新規融資に伴うご加入の場合と同様に告知義務があります。
- ・ 告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入の承諾ができない場合があります。また、正しく告知をされなかった場合は、告知義務違反による解除や詐欺による取消しとなり保険金をお支払いできないことがあります。

(6) 返戻金

この保険契約には脱退による返戻金はありません。

2. ペアローン連生団信に関する重要事項

ペアローン債務者のいずれか 1 人に保険金の支払事由が生じ、被保険者 2 人の保険金が支払われた場合、支払事由に該当していない方の被保険者の免除された債務が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となります。

一般的には、以下の計算式で課税対象となる一時所得を算出します。

$$\text{課税一時所得の金額} = \left[\begin{array}{l} \text{ペアローン連生団信の保険金により返済を} \\ \text{免除された支払事由に該当していない} \\ \text{被保険者の債務残高相当額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{(50 万円)} \end{array} \right] \times 1/2$$

なお、同じ年に他の一時所得が発生している場合は合算して計算する必要があります。

また、免除された債務額によっては、所得税の額が高額になる場合がありますのでご注意ください。

税務の取扱いについては、2024 年 10 月現在の税制に基づくもので、税制改正などで将来変更となる場合があります。個別の取扱い等については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

3. 保険金をお支払いできない場合

(1) 保険金をお支払いできない場合（免責事由）

つぎのような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

保険金の種類	お支払いできない主な場合
すべての保険金	●告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の部分について保険契約または特約が告知義務違反により解除となった場合 ●保険契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部もしくはその被保険者の部分が取消しとされた場合、または、保険契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、保険契約の全部もしくはその被保険者の部分が無効とされた場合 ●つぎのような重大事由により保険契約の全部またはその被保険者の部分が解除となった場合 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をしたとき ・保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があったとき ・保険契約者、被保険者または保険金受取人が、つぎの①～⑤のいずれかに該当するとき ①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められるとき ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき ③反社会的勢力を不当に利用していると認められるとき ④反社会的勢力により保険契約者もしくは保険金受取人の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められるとき ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき ・上記のほか、当社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき
死亡保険金	●つぎの免責事由に該当した場合 ・責任開始日から1年以内で自殺したとき ・保険契約者または保険金受取人の故意により死亡したとき ・戦争その他の変乱により保険金の支払事由に該当したとき（注）
高度障害保険金	●つぎの免責事由に該当した場合 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意により所定の高度障害状態になったとき ・戦争その他の変乱により保険金の支払事由に該当したとき（注） ・責任開始日前の傷害または疾病により所定の高度障害状態になった場合（その傷害や疾病について告知いただいている場合でも同様です）

II. 注意喚起情報

保険金の種類	お支払いできない主な場合
リビング・ニーズ 特約保険金	●つぎの免責事由に該当した場合 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意により余命 6 ヶ月以内と判断されたとき ・戦争その他の変乱により保険金の支払事由に該当したとき（注）

（注）戦争その他の変乱を原因として保険金の支払事由に該当した場合は、その支払事由に該当した被保険者の数の程度に応じてお支払いすることがあります。

【ペアローン連生団信の場合】

死亡保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約保険金については、上記「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、つぎの場合にも保険金をお支払いできません。

- ・いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者の保険金支払事由が生じたとき

(2) 保険金をお支払いできない場合の代表的な事例

保険金	事例
死亡保険金	●告知いただいた内容が事実と相違し、その被保険者の保険契約が告知義務違反により解除となった場合（告知義務違反） 責任開始日前に「肝硬変」で通院していることについて告知をせずに加入し、ご加入 1 年後に「肝硬変」を原因とする「肝ガン」で死亡された場合（ただし、死亡の原因が「肝ガン以外」であって、告知を行わなかった「肝硬変」による通院との間に因果関係がない場合は、告知義務違反による解除とならず、お支払いの対象となります）
高度障害保険金	●責任開始前に生じた傷害、疾病を原因として所定の高度障害状態になった場合 傷害または疾病の発生日が 3/1、責任開始日（融資実行日）が 4/1 で、4/1 以降に所定の高度障害状態に該当した場合 ⇒責任開始日前の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態に該当したということになり、本人が知っていたかどうかまたは告知をしていたかどうかにかかわらず、お支払いの対象とはなりません（ただし、所定の高度障害状態の原因とこの傷害または疾病に因果関係がない場合はお支払いの対象となります）。 ●所定の高度障害状態に該当しない場合 ・片麻ひの場合 「脳こうそく」の後遺症として左半身の麻ひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行についてはいずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合 ・心臓ペースメーカーの埋め込みのみの場合 ・腎臓病による人工透析のみの場合 ・リハビリ等により当初の障害状態が改善される可能性があるなど、症状が固定しているとはいえない場合 ※身体障害認定基準における身体障害者障害程度等級 1 級の障害状態であってもこの保険契約における高度障害状態とは認定内容が異なる場合があります。ご注意ください。

4. 保険金のご請求について

保険金のご請求の際にご注意いただきたい事項等について記載しています。保険金をもれなくご請求いただくためにご請求の前にご確認ください。

なお、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに保険契約者である金融機関等にご連絡ください。

万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険契約に加入していること、および加入している保険契約の概要をお伝えいただきますようお願いいたします。

(1) 保険金のご請求について

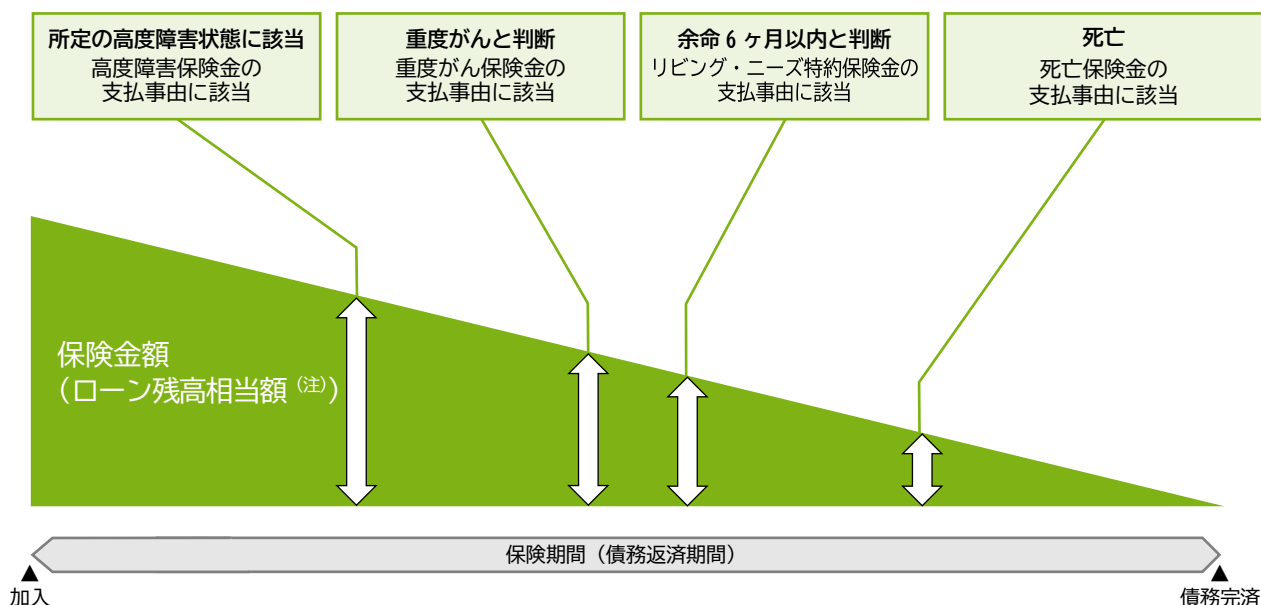
①保険金ご請求時のご注意

- ・ 保険金のご請求の際には、ご請求をいただく保険金の支払事由に該当する以前に、他の保険金の支払事由に該当していなかったか十分にご確認ください。
- ・ 保険金額は、支払事由に該当したときのローン残高を基準に定まりますので、複数の保険金の支払事由に該当していた場合は、保険金額が異なる場合があります。
- ・ リビング・ニーズ特約保険金および重度がん保険金は保険期間中に当社が支払事由に該当したと判断した場合にお支払いします。ローンの終了（完済、解除、期限の利益の喪失等）後にご請求いただいた場合にはお支払いすることができませんので、リビング・ニーズ特約保険金および重度がん保険金の支払事由が生じたときは必ず保険期間中にご請求ください。
- ・ 死亡保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約保険金、重度がん保険金のいずれかの保険金が支払われた場合、主契約および付加されている特約の保障はすべて終了します。以後、他の種類の保険金の請求があっても、お支払いすることができません。

II. 注意喚起情報

<イメージ図>

被保険者が、下図のような経過を経てお亡くなりになった場合、所定の高度障害状態の該当日時点、重度がんと当社が判断した時点、余命6ヶ月以内と当社が判断した日時点、お亡くなりになった時点で、それぞれローン残高が異なるため、保険金額が異なります（保険金は重複してお支払いはできません）。



（注）「ペアローン連生団信」の場合、いずれかの被保険者が保険金の支払事由に該当した時点における、被保険者2人のローン残高合計相当額となります。

②保険金ご請求方法

- ・被保険者が保険金の支払事由に該当したときは、30日以内に保険契約者である金融機関等までご連絡をお願いします。ご連絡が遅れた場合、または、金融機関等へのローンの返済が遅延している場合には、一部利息等の支払いがされないことがあります。
- ・金融機関等から保険金支払事由の発生の報告を受けた場合、当社から金融機関等に対してローン契約の内容を確認させていただきます。また、当社または当社の委託した調査機関により支払事由報告内容の確認をさせていただく場合があります。確認させていただく内容は、保険金のお支払いを迅速かつ確実に行う目的以外には用いません。

③保険金請求時の必要書類

保険金請求にあたっては、金融機関等から交付される書類等の提出が必要です（下表参照）。ただし、下表以外の書類をご提出いただくこと、または一部の書類を省略させていただくことがあります。また、書類の取得に際しての費用は被保険者（ご遺族）負担となります。

なお、「保険金支払請求書」については、保険契約者である金融機関等が作成します。

保険金の種類	保険金支払請求書	死亡証明書	当社所定の医師の診断書	被保険者の住民票
死亡保険金	○	○	—	○ ^(注)
高度障害保険金	○	—	○	○
リビング・ニーズ特約保険金	○	—	○	○
重度がん保険金	○	—	○	○

（注）被保険者の死亡事実の記載がある住民票

5. 申し込みの撤回等に関する事項

この商品は、金融機関等が保険契約者となる団体保険のため申し込みの撤回または保険契約の解除（クーリングオフ）の適用対象とはなりません。

6. その他留意事項

●生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることになっています。ただし、ご契約時の保険金額、給付金額等が減額されることがあります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 **03-3286-2820**

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス：<https://www.seihohogo.jp/>

●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」

この商品にかかわる指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。

生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、保険契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者などの正当な利益の保護を図っております。

Ⅲ. 個人情報の取扱い

本保険契約へのご加入にあたっては、この個人情報の取扱いについてご同意いただく必要があります。ご同意いただけない場合、本保険契約にご加入いただくことはできません。

●個人情報の取得について

- 当社は、当社のウェブサイト上の画面、電話、契約申込書類等を通じて、個人情報保護法、保険業法、その他の法令等に照らし適正な方法により個人情報(氏名、住所、生年月日、性別、健康状態、電子メールアドレス、端末識別子等)を取得いたします。
- 医師の「健康診断結果証明書」や「診断書」等の提出をお願いした場合は、これらに記載の個人情報も同様です。なお、当社は、これらの書類を作成した医療機関等に対して当該書類の記載内容に関して質問し、お客さまの要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報(以下、「機微(センシティブ)情報」といいます)を取得することがあります。
- 保険契約者である金融機関等(以下、「保険契約者」といいます)が提出を依頼した申し込みおよび告知に関連・付随した書類(診断書等)に記載いただいた個人情報は、保険契約者が取得し、ローン借入金額・ローン借入期間等のお取引内容に関する個人情報とともに当社に電磁的手段または郵送等によって提供されます。
- 当社は、本保険契約の対象となるローン契約の返済額、返済日など当該ローン契約のお取引内容に関するお客さまの個人情報について、保険契約者から提供を受けます。
- 保険金・給付金等のご請求時に保険契約者や当社が取得した個人情報につきましても、同様に取り扱いします。

●個人情報の利用目的について

- 当社は、本保険契約の運営において入手する個人情報を、以下に掲げる利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて、利用いたします。
 - ①保険契約の引受け、契約の維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ②当社または関連会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・ご提供(※)
 - ③当社の業務に関する情報提供、商品やサービスの充実(※)
 - ④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
 - ⑤その他保険に関連・付随する業務(※)
- ※お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析・集計して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する情報・広告等の配信・表示、それらに関する効果測定等を行うことを含みます。

●個人情報の第三者提供について

(1) 金融機関等への提供

- ①個人情報の提供先
保険契約者
- ②提供する個人情報の項目
氏名、住所、生年月日、性別、健康状態、電子メールアドレス、端末識別子、機微(センシティブ)情報、保障プラン等
- ③提供先での個人情報の利用目的
ローンに関連する業務のため、本保険契約保全のため

Ⅲ. 個人情報の取扱い

(2) 連生取扱における他方被保険者への提供

①個人情報の提供先

連生取扱にかかる他方の被保険者

②提供する個人情報の項目

本保険契約の加入可否結果、支払結果

③提供先での個人情報の利用目的

本保険契約保全のため

(3) 再保険会社等への提供

①個人情報の提供先

再保険会社等（再々保険以降の出再先を含みます）

②提供する個人情報の項目

氏名、性別、生年月日等の契約内容に関する情報および保健医療等の機微（センシティブ）情報

③提供先での個人情報の利用目的

再保険の対象となる保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに利用すること

●外国にある第三者への個人情報の提供について

- 当社は、個人データの取り扱いについて個人情報保護法における所定の規定により個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置（以下、「相当措置」といいます）を継続的に講ずるために必要なものとして法令に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として外国にある再保険会社等の第三者に個人データを提供することがあります。
- 当社は、相当措置の実施状況ならびに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無およびその内容を定期的に確認することとしております。また、当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人情報の当該第三者への提供を停止いたします。
- 当社は、お客さまの同意を得た上で、個人情報を外国にある第三者に提供することがあります。

●機微（センシティブ）情報の取り扱いについて

- 当社は、機微（センシティブ）情報については、個人情報保護法およびその他関連する法令・ガイドラインに規定する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに取得、利用または第三者提供を行いません。
- 当社は、機微（センシティブ）情報を、保険業の適切な運営を確保する必要性から、業務上必要な範囲内で、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発および医事研究・統計等のために利用いたします。

●個人情報の継続利用について

- 今後、ローン借入金額（保険金額）およびローン借入期間（保険期間）等、お客さまの個人情報に変更が発生した際にも、引き続き保険契約者および当社において上記に準じ個人情報が取り扱われます。
- 今後、引受保険会社は変更される場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

●当社におけるお客さまの個人情報の取り扱いの詳細について

- 当社におけるお客さまの個人情報の利用、管理およびそれらの目的等、取り扱い等についての詳細は、当社のウェブサイト(<https://www.lifenet-seimei.co.jp/policy/privacy/>)にてご確認ください。